

貸 借 対 照 表

(2008年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,527,721	流 動 負 債	6,246,739
現金及び預金	8,805	買掛金	4,815,018
売掛金	3,754,096	未払金	509,326
未収入金	47,714	未払費用	309,954
貯蔵品	15,915	未払法人税等	458,709
前払金	10,613	未払消費税等	10,907
前払費用	120,746	預り金	20,630
繰延税金資産	250,269	その他の流動負債	122,193
受注未成業務	848,707		
預け金	6,470,398	固 定 負 債	987,403
その他の流動資産	454	退職給付引当金	832,294
固 定 資 産	1,424,429	役員退職慰労引当金	100,918
有形固定資産	249,343	その他の固定負債	54,190
建物	119,850		
工具・器具及び備品	58,548	負 債 合 計	7,234,142
リース資産	70,944		
無形固定資産	171,252	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	164,851	株 主 資 本	5,718,009
リース資産	5,361	資 本 金	100,000
その他の無形固定資産	1,039	利 益 剰 余 金	5,618,009
投資その他の資産	1,003,834	利 益 準 備 金	25,000
繰延税金資産	235,982	その他利益剰余金	5,593,009
保証金	305,124	繰越利益剰余金	5,593,009
負担金	6,552	(うち当期純利益)	(1,616,545)
前払年金費用	463,134		
貸倒引当金	△6,960	純 資 産 合 計	5,718,009
資 産 合 計	12,952,151	負債及び純資産合計	12,952,151

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項の注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、見積り耐用年数によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点に実質残存価額となる定率法によっております。

なお、実質残存価額が零の場合については、リース期間終了時点に残存価額10%となる定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法によっております。

無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

(会計方針の変更)

リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が、2007年4月1日以降開始する事業年度から適用することができることとなったことに伴い、当事業年度より、同会計基準及び同適用指針を適用しております。

これにより、営業利益は17,084千円 経常利益は11,846千円増加し、税引前当期純利益は31,345千円減少しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。

また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しております。

(追加情報)

2007年7月1日、エヌ・ティ・ティ厚生年金基金が厚生年金基金の代行部分について過去分返上の許可を受け、2008年2月26日、国に返還額（最低責任準備金）の納付を行っております。

これにより、特別利益に厚生年金基金代行返上益として273,546千円計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。